

大阪広域水道企業団暴力団排除条例

平成23年7月25日

大阪広域水道企業団条例第34号

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 公共工事等からの暴力団の排除等（第8条―第10条）

第3章 雑則（第11条―第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利用する行為を防止し、及びこれらにより大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の事務若しくは事業又は事業者の事業活動に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、企業団及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、企業団の事務若しくは事業又は事業者の事業活動において暴力団の排除を推進し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして企業長が定める者をいう。
- (4) 公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち企業団が発注するもの及び企業団が行う財産の買入れ、売払い、貸付け等をいう。
- (5) 事業者 第8条に規定する契約相手方又は下請負人等、及びこれらになろうとする者をいう。

（基本理念）

第3条 企業団は、暴力団が企業団における事業活動に不当な影響を与える存在であることに鑑み、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、大阪府（以下「府」という。）、府域の市町村（以下「市町村」という。）、住民及び事業者が相互に連携を図りながら協力し、社会全体として暴

力団の排除を推進していることを踏まえ、暴力団の排除を推進するものとする。

（企業団の責務）

第4条 企業団は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、府、市町村、法第32条の3第1項の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、住民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、企業団が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を企業団に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

（広報及び啓発活動）

第6条 企業団は、事業者に対し、暴力団の排除に関する広報及び啓発活動を積極的に行うものとする。

（府及び市町村への協力）

第7条 企業団は、府及び市町村が暴力団の排除のための施策を講じられるよう、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

第2章 公共工事等からの暴力団の排除等

（公共工事等からの暴力団の排除）

第8条 企業団は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次の各号に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

（1）下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）

（2）契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

（公共工事等からの暴力団の排除に関する措置）

第9条 企業長は、前条の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

（2）公共工事等に係る入札の参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る

入札に参加させないこと。

- (3) 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、必要に応じ、その旨を公表すること。
- (4) 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
- (6) 公共工事等について契約相手方及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 企業長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 企業長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。
（公共工事等に関する不当介入に係る報告等）

第10条 企業団は、公共工事等において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）の排除に努めるものとする。

2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに企業団に報告しなければならない。

第3章 雑則

（勧告等）

第11条 企業長は、正当な理由なく前条第2項の規定による報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（事実の公表）

第12条 企業長は、前条の勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 企業長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

（個人情報収集及び提供）

第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）第2条第2号に規定する実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供するものとする。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、平成24年11月26日から施行する。

附 則（平成25年条例第3号）

この条例は、平成25年11月21日から施行する。